

務	00	01	10年
(令和18年3月末まで保存)			

警 務 第 1 0 7 号
令 和 7 年 6 月 1 3 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

犯罪被害者等給付金支給裁定事務取扱要綱の制定について

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）に基づく犯罪被害者等給付金の支給裁定に関する事務の取扱いについては、「犯罪被害者等給付金支給裁定事務取扱要綱の制定について」（令和6年7月1日付け警務第106号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（令和7年国家公安委員会規則第10号）が本年6月1日に施行されたことを踏まえ、別添のとおり、新たに「犯罪被害者等給付金支給裁定事務取扱要綱」を制定することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

担当：警務課犯罪被害者支援室

別添

犯罪被害者等給付金支給裁定事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、犯罪被害者等給付金（以下「給付金」という。）の支給裁定に関する事務（以下「裁定事務」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

裁定事務の取扱いについては、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）、犯罪被害給付制度事務処理要領の改正について（令和7年5月27日付け警察庁丙犯被発第6号。以下「警察庁要領」という。）及び犯罪被害給付制度事務処理要領に係る運用上の留意事項について（令和7年5月29日付け警察庁丁犯被発第99号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 取扱上の心構え

警察職員は、死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者（以下「被害者等」という。）の心情及び立場を十分に理解するとともに、裁定事務が適正かつ迅速に行われるよう配意しなければならない。

第4 発生報告

警察署長は、法第2条第2項に規定する犯罪被害に係る事案の発生を認知した場合は、速やかに発生報告書・発生検挙報告書等により、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

第5 制度の教示

警察署長は、給付金の支給の対象となり得る事案を把握した場合は、被害者等の心情及び捜査の進展状況等を考慮した上で、被害者の手引を交付する等により制度の教示を行うものとする。ただし、被害者等に規則第2条、第4条又は第5条の不支給事由があると見込まれる場合又は他の法令による給付、損害賠償等の調整が行われると見込まれる場合で給付金が支給されないことが明らかであるなど、教示することによって被害者等の心情を害するおそれがあるときは、この限りでない。

第6 申請の受付

- 1 警務課長又は警察署長は、給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）から、規則第16条から第18条の各号に規定する申請書及び添付書類の提出があった場合は、これを受け付けるものとする。ただし、受け付けした書類に不備を認めたときは、申請を受け付けた上で、申請者に対して十分な教示を行い、相当な期間を定めて補正を求めるとともに、その経過を報告書等で明らかにしておかなければならない。
- 2 申請書の受付に当たっては、申請書の受付の欄に、受付年月日及び警務課長が管理する一連の受付番号並びに受付所属名を記入するものとする。

- 3 警察署長は、申請書等を受け付けた場合には、直ちに警務課長に送付するものとする。
- 4 警務課長は、申請書等を受け付けした場合又は警察署長から申請書等の送付を受けた場合には、速やかに本部長を経由して、青森県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）に報告しなければならない。

第7 損害賠償受領届出の受付

- 1 警務課長又は警察署長は、規則第19条の規定により、申請者から損害賠償を受けた旨の届出があった場合は、当該届出に係る書面の記載内容を確認の上、これを受け付けるものとする。
- 2 警察署長は、前項の書面を受け付けた場合は、速やかに警務課長に送付するものとする。

第8 申請受付後の措置

1 裁定のための調査

- (1) 警務課長は、裁定の申請を受け付けた事案について、法第13条第1項及び第2項に規定する調査等を行うことができる。
- (2) 法第13条第1項の規定により、申請者その他の関係人に対する通知が必要と認める場合は、報告通知書（別記様式第1号）、物件提出通知書（別記様式第2号）、出頭通知書（別記様式第3号）、受診通知書（別記様式第4号）により行うものとする。また、申請者その他の関係人から物件の提出を受けた場合は、預り証（別記様式第5号）を交付するものとし、これを返還する場合は、提出物件返還請書（別記様式第6号）を徴収するものとする。
- (3) 法第13条第2項の規定による照会は、警察庁要領で定める犯罪被害給付関係事項照会書により行うものとする。

2 照会に対する措置

所属長は、県公安委員会又は他の都道府県公安委員会から犯罪被害給付関係事項の照会を受けた場合は、速やかに所要の調査等を行い、書面により回答するものとする。この場合において、所属長は、必要があると認めるときは、警務課長及び事件を主管する課の長（以下「事件主管課長」という。）と協議するものとする。

3 裁定申請の却下

- (1) 警務課長は、申請者が法第13条第3項の規定に該当する事由があると認める場合は、規則第20条第1項に規定する犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書の案その他必要な書類を作成し、これを県公安委員会に提出しなければならない。
- (2) 警務課長は、法第13条第3項の規定により裁定の申請が却下された場合は、速やかに犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書により、その内容を申請者に通知しなければならない。

4 裁定案等の作成及び提出

(1) 裁定案

ア 警務課長は、裁定に必要な資料が調ったと認める場合は、規則第20条第1項に規定する犯罪被害者等給付金支給裁定通知書の案その他必要な書類（以下「裁定案」という。）を作成し、事件主管課長と協議するものとする。

イ 警務課長は、事件主管課長との協議結果に基づいて、裁定案を県公安委員会に提出しなければならない。

(2) 仮給付金決定案

ア 警務課長は、申請者に対して仮給付金を支給することが適当であると認める場合は、規則第20条第1項に規定する仮給付金支給決定通知書の案その他必要な書類（以下「仮給付金支給決定案」という。）を作成し、事件主管課長と協議するものとする。

イ 警務課長は、事件主管課長との協議結果に基づいて、仮給付金支給決定案を本部長に提出しなければならない。

5 申請者に対する通知

警務課長は、給付金の支給に関する裁定又は仮給付金を支給する旨の決定が行われた場合は、速やかに規則第20条第1項に規定する犯罪被害者等給付金支給裁定通知書又は仮給付金支給決定通知書により、その内容を申請者に通知しなければならない。

6 受領書の徴収

警務課長は、前項の通知を行った場合は、申請者から通知書に係る受領書（別記様式第7号）を徴収するものとする。

7 損害賠償に関する動向の把握

警察署長は、被害者等が加害者等に対する損害賠償請求権を行使し、又は加害者等から損害賠償を受ける見込みが生じたときは警務課長に報告するものとする。

第9 報告等

1 警察庁に対する報告

(1) 警務課長は、裁定等が行われた場合は、関係書類の写し等を添えて警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長に報告するものとする。

(2) 警務課長は、裁定後に損害賠償請求に関して何らかの変動が生じたことを認知した場合には、必要に応じ、受給者、加害者等に対する聞き取り、犯罪捜査の権限のある機関との連携等により、その詳細な状況について把握した上で、警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長に報告するものとする。

2 処理簿の備付け

警務課長は、裁定事務の処理経過を明らかにするため、警察庁要領で定める処理簿を備え付けるものとする。

3 審査請求の取扱い

裁定に係る処分についての国家公安委員会に対する審査請求又は不作為についての県公安委員会に対する審査請求の取扱いは、次によるものとする。

(1) 国家公安委員会に対する審査請求書が県公安委員会に提出された場合は、速やかにこれを国家公安委員会に送付するものとする。

(2) 不作為についての審査請求がなされた場合は、給付金の申請手続に準じて取り扱うほか、青森県公安委員会審査請求手続規則（平成28年3月青森県公安委員会規則第3号）の定めるところによる。

(3) 警務課長は、県公安委員会に対して不作為についての審査請求があった

場合は、警察庁要領で定める審査請求事案報告書により、速やかに国家公安委員会に報告するものとする。

事案の処理を終結したときも、同様とする。

4 書類の保管

警務課長は、裁定事務に関する書類をその取扱いが終了した日から5年間保存するものとする。ただし、将来、当該裁定に係る申請者以外の者から改めて申請が行われる可能性がある場合等には、当該犯罪被害が発生した日から7年間保存するものとする。

別記様式第 1 号

青 公 委 第 号
年 月 日

住所
氏名 殿

青森県公安委員会

報 告 通 知 書

犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定を行うために必要があるので、下記の事項について報告するよう犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第13条第1項によって通知します。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

青 公 委 第 号
年 月 日

住所
氏名 殿

青森県公安委員会

物 件 提 出 通 知 書

犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定を行うために必要があるので、下記の物件を提出するよう犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第13条第1項によって通知します。

記

青 公 委 第 号
年 月 日

住所
氏名 殿

青森県公安委員会

出 頭 通 知 書

犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定を行うために必要があるので、下記
のとおり出頭するよう犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支
援に関する法律（昭和55年法律第36号）第13条第1項によって通知します。

記

- 1 出頭日時 年 月 日 時 分
- 2 出頭場所
- 3 備考

青 公 委 第 号
年 月 日

住所
氏名 殿

青森県公安委員会

受 診 通 知 書

犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定を行うために必要があるので、下記のとおり医師の診断を受けるよう犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第13条第1項によって通知します。

記

別記様式第 5 号

青 公 委 第 号
年 月 日

住所
氏名

殿

青森県公安委員会

預り証

年 月 日 下記目録の物件を預かりましたので、この預り証を
交付します。

目 録

番 号	品 名	数 量	備 考
1			

		取 扱 者	
--	--	-------	--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 6 号

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所
氏名

提 出 物 件 返 還 請 書

年 月 日下記目録の物件の返還を受け、領収しました。

目 録

番 号	品 名	数 量	備 考
1			
		取 扱 者	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所
氏名

受 領 書

年 月 日私が申請した 遺 族 重傷病 給付金の支給裁定について
障 害

犯 罪 被 害 者 等 給 付 金 支 給 裁 定 通 知 書

犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書

仮 給 付 金 支 給 決 定 通 知 書 を受領しました。

犯 罪 被 害 者 等 給 付 金 支 払 請 求 書

仮 給 付 金 支 払 請 求 書

- 備考
- 1 状況に応じ、不要の文字を削ること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。